

収支報告書の作成支援ソフトの普及及び収支報告書の 提出手続きの電子化の促進について

1 会計帳簿・収支報告書作成ソフトについて

総務省では平成20年11月より会計帳簿・収支報告書作成ソフト（以下「総務省ソフト」という。）をホームページにおいて無償で提供している。

この総務省ソフトを用いることにより、収支報告書の住所の転記などに係る政治団体の事務負担の軽減を図るとともに、収支報告書の単純な誤記等を防止し、政治資金の適切な収支の公開に資することが期待できるため、政治資金適正化委員会としても、総務省ソフトの一層の普及促進を図ることが適当であると考えており、これまでも登録政治資金監査人に対する研修などの機会にその周知に取り組んできたところである。

なお、平成20年度第9回委員会において、総務省ソフトの特色について総務省より説明が実施されている。

【参考】国会議員関係政治団体（総務大臣届出）に係る総務省ソフトの利用状況

（平成26年3月「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」より抜粋）

<国会議員関係政治団体>

| | PCにより作成 | | 計 | 手書き | 合計 |
|-----|---------|-------|-------|-------|--------|
| | 総務省ソフト | その他 | | | |
| 団体数 | 449 | 208 | 657 | 119 | 776 |
| % | 57.9% | 26.8% | 84.7% | 15.3% | 100.0% |

※ 総務大臣届出の国会議員関係政治団体のうち、平成23年分収支報告書が定期公表時に公表された団体を対象に調査（解散分・追加分は含まず。）

※ PCにより作成されたものは総務省ソフト及びその他を一部のみに利用している場合も含む。

※ 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

2 政治資金関係申請・届出オンラインシステムについて

全ての政治団体がオンライン（電子手続き）により収支報告書を提出できるよう、総務省では政治資金関係申請・届出オンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）を開設している。

オンラインシステムについても、その利便性向上を図るために、政治資金監査報告書等のオンライン提出を促進するための方策を図ることが必要であると考えており、具体的には、電子的な署名の手段として、現行の公的個人認証サービスに加え、税理士に広く普及している税理士用電子証明書も活用できるようにすることが適当であるとの見解を平成26年3

月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」で示したところである。

3 総務省ソフト及びオンラインシステムの更新について

今般、総務省において政治資金規正法施行規則の改正に併せて総務省ソフト及びオンラインシステムの更新が本年7月に行われた。

更新の主な内容は別紙のとおりであるが、その中では、本委員会の見解を踏まえ、オンラインシステムで税理士用電子証明書の活用も可能としたところである。

今般の更新も踏まえ、本委員会では、引き続き、総務省や関係士業団体と連携して、総務省ソフトの一層の普及促進及びオンラインシステムの利用促進に向けた取組を行うこととしたい。

会計帳簿・収支報告書作成ソフト及び政治資金関係

申請・届出オンラインシステムの更新について

1 概要

総務省では、平成 27 年 7 月に政治資金関係申請・届出オンラインシステムを更新しております。

また、会計帳簿と連動して収支報告書を作成することができ、かつ、オンラインで収支報告書を提出することを可能とする「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」（以下「旧ソフト」という。）を提供しておりますが、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 56 号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、改正省令による改正後の政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号）に則った新たな「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」（以下「新ソフト」という。）を平成 27 年 7 月から提供しております。

2 主な改修事項

(1) 会計帳簿・収支報告書作成ソフト

- 届出機能、会計帳簿・収支報告書作成ソフト等について、改正省令の内容に合わせ、一部機能を改修
 - ・ 会計帳簿において、遺贈、政治資金パーティーの共同開催について備考に記載する場合、プルダウンで選択が可能。収支報告書にも自動転記。

(会計帳簿) 遺贈の場合

| 所 (国等の所属) 事務所 (所在地) | 職業 (国等の所属) は、代表者の氏名) | | |
|---------------------|----------------------|---------|---|
| 計 | | 100,000 | |
| 千代田区〇〇〇〇 | (〇〇〇〇) | | 1 |
| | | 遺贈 | |

会計帳簿において、遺贈を入力すると、収支報告書に自動で転記される。

(収支報告書 (その 7) に自動転記)

| 行番号 | (7) 寄附の内訳 | | | 寄附者の区分 | | 備考 |
|-----|--------------------------|---------|----------|-------------------------|---------------------|----|
| | 寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称) | 金額 | 年月日 | 住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地) | 職業 (団体にあつては、代表者の氏名) | |
| 1 | 〇〇 〇〇 | 100,000 | H27/7/28 | 東京都千代田区〇〇〇〇 | 〇〇〇〇 | 遺贈 |
| 2 | | | | | | |

(会計帳簿) 共催の場合

| | | | | |
|---|---------|---------|-----------|-----|
| 1 | 〇〇パーティー | 200,000 | 平成27/7/28 | ... |
| 2 | | | | |

会計帳簿において、共同開催を選択すると、収支報告書に自動で転記される。



(収支報告書 (その3) に自動転記)

| 行番号 | 事業の種類 | 金額 | 備考 |
|-----|---------|---------|---------------------------------------|
| 1 | 〇〇パーティー | 200,000 | 平成27年7月28日 東京都千代田区〇〇〇〇 共同開催 A 政治団体 |

・ 住所欄に、住所チェック機能を追加。

| 個人からの寄附 | 金額 | 日付 | 住所 |
|---------|---------|--------------|-------------|
| 〇〇 〇〇 | 100,000 | 平成27/7/28(火) | 東京都千代田区〇〇〇〇 |
| ×× ×× | 100,000 | 平成27/7/28(火) | 東京都さいたま市 |

都道府県+市区町村において誤りがあった場合、警告表示がされる。

住所情報に誤りがある可能性があります。(W173)
再度ご確認ください。
・政令市の住所には、区名の入力を行ってください。
※このメッセージが出た状態でも印刷・保存は可能です。

・ エラーチェック時に、発生したエラー箇所へ自動的に画面遷移する機能を追加。

The screenshot shows a software interface with a menu bar at the top containing options like 'エラーチェック', '収支報告書作成', '徹夜明細書・支出目的書作成', '日計表作成', '印刷', '会計帳簿データ出力', '会計帳簿データ取込', '翌年データ繰越', '使途等報告書作成', '支出基準額設定', 'FAQ', and '手引を開く'. Below the menu is a section titled '0 政治団体の情報・各種設定' with a sub-section '1 収入簿'. An 'エラーチェック' dialog box is open, displaying a question mark icon and the text: 'エラーが見つかりました。エラーとなったシートを開き、入力内容を確認して下さい。エラー箇所へ遷移しますか?' with 'OK' and 'キャンセル' buttons. Below the dialog, a red box highlights the '2の1 寄附(政体匿名寄附を除く。)' row in the '収入簿' table. An arrow points down to another table where a red box highlights the '東京都さいたま市' row, and a yellow warning box appears with the text: '入力が必要ですが、何も入力されていません(E001) 該当する事項を入力して下さい。'

※ 旧ソフトに係る留意事項

新ソフトについては、旧ソフトからフォーマットに変更はありませんが、Microsoft Excel2007、2010 及び 2013 に対応するようバージョンアップしております。

引き続き、旧ソフトを利用することは可能ですが、新ソフトをダウンロードした上で、旧ソフトから新ソフトへのデータ移行をしてもらうよう周知しています。

(2) 政治資金関係申請・届出オンラインシステム

○ 日本税理士会連合会が発行する電子証明書の追加

政治資金適正化委員会の要請に基づき、政治資金監査報告書において使用する本人確認のための電子署名に、従前の公的個人認証に加え、日本税理士会連合会が発行する証明書を追加。

電子署名付与

※電子署名を付与する文書ファイルを選択してください

ファイル名 [参照...]

税理士用電子署名付与 | 公的個人電子署名付与

新規追加

○ 領収書等の写し等の PDF によるオンライン提出を可能とする機能を追加

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 2 項に基づき収支報告書に併せて提出される領収書等の写し等について、別途郵送が必要となっていたものを PDF によるオンライン提出を可能とする機能を追加。

政治資金関係申請・届出オンラインシステム

収支報告書データ登録

※は必須項目となりますので必ず入力してください

| | |
|-----------------------------|--|
| 収支報告書※ | <input type="text"/> [参照...] |
| 監査意見書 (政党本部又は政治資金団体のみ) | <input type="checkbox"/> 後日郵送 監査意見書は、内部監査人の電子署名が必要です。 電子署名の付与が行えない場合「後日郵送」をチェックし、後日、監査意見書を郵送してください。 |
| 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体のみ) | <input type="checkbox"/> 後日郵送 政治資金監査報告書は、登録政治資金監査人の電子署名が必要です。 電子署名の付与が行えない場合「後日郵送」をチェックし、後日、政治資金監査報告書を郵送してください。 |
| 領収書等の写し | <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 <input type="checkbox"/> 後日郵送 領収書等の写しの提出が必要で、後日、領収書等の写しを郵送してください。 |

領収書等の写しの有無を選択可能。